

申請要件チェックシート

① あなたは主たる生計維持者ですか？

いいえ

※主たる生計維持者（世帯の中で主に生活費を負担している方）が申請して下さい

はい

② 職業訓練受講給付金を受給していますか？

はい

※職業訓練受講給付金を受給されている方は申請できません。

いいえ

③ あなたを含み、世帯人数は何人ですか？

※下記に記載の世帯人数を超える場合はサポートセンターまでお問合せ下さい。

	収入上限額	資産上限額		収入上限額	資産上限額
単身世帯	111,000円	468,000円	2人世帯	155,000円	690,000円
3人世帯	183,000円	840,000円	4人世帯	218,000円	1,000,000円
5人世帯	252,000円	1,000,000円	6人世帯	288,000円	1,000,000円
7人世帯	326,000円	1,000,000円	8人世帯	359,000円	1,000,000円

収入上限額・資産上限額を確認して次へ

④ あなたの世帯では、現在ひと月の収入はどれだけですか？

・給与（総支給額） _____ 円 ※貸付金・一時給付金は含みません
・売上（経費等差引いたもの） _____ 円
・児童手当、児童扶養手当 _____ 円
・各種年金 _____ 円
・仕送り、養育費 _____ 円
・その他の手当（失業保険等） _____ 円

合計： _____ 円

収入合計額が収入上限額以内の方

収入合計額が収入上限額を超える方は申請できません。

⑤ あなたの世帯では、現在どれだけ預貯金（定期預金含む）がありますか？

申請者の通帳①	_____ 円	ご家族の通帳①	_____ 円
申請者の通帳②	_____ 円	ご家族の通帳②	_____ 円
申請者の通帳③	_____ 円	ご家族の通帳③	_____ 円
合計： _____ 円			

預貯金の合計額が資産上限額以内の方

預貯金の合計額が資産上限額を超える方は申請できません。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給の可能性がります

同封の書類に記入いただき、裏面に記載の必要書類と共に、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターまで郵送またはご持参ください。

郵送する前に、ご確認ください！

提出書類		備考	確認欄	
お送りした様式	①	支給申請書【様式1-1】	必要事項を記入してください	
	②	申請時確認書【様式1-2】	表面、裏面がありますのでご確認ください	
	③	再貸付不承認・過去借入状況申告書【様式1-3】	該当する方のみ提出いただく書類です	
ご準備いただく書類 (様式1-2裏面もご確認ください)	1	住民票(世帯全員分・謄本)	世帯全員が記載されているもの	
	2	総合支援資金に関する書類	様式1-2(裏面)に記載の書類 ※該当する書類がない場合は様式1-3	
	3	収入が確認できる書類 (収入のある方、全員分)	給与明細の写し 売上・経費のわかる台帳の写し 手当・年金等の振込記録(通帳)の写し ※収入がない場合は通帳などの写し	
	4	金融資産が確認できる書類 (金融資産のある方、全員分)	通帳の見開きのページと最新の残高が分かるページの写し ネットバンクの場合、残高確認画面を印刷したもの(口座名義・口座番号の分かるもの)	
	5	生活保護関係書類 (保護申請中の方)	生活保護申請中の場合は、保護申請書の写し(受領印のあるもの)	
	6	振込先口座(支援金の受取口座)が確認できる書類	振込先口座が確認できる通帳やキャッシュカード等の写し(口座番号や名義が記載されている箇所)	

※不明な点があれば、サポートセンターにお問い合わせください。

支給決定者の方には、今後の自立した生活に向けて以下の活動が必要です。

- ①月1回以上、サポートセンターで面接等の支援を受ける。
- ②月2回以上(当面は月1回以上に緩和)、公共職業安定所等で職業相談を受ける。
- ③原則週1回以上(当面は月1回以上に緩和)、求人先へ応募、又は求人先の面接を受ける。
- ④求職活動が困難な場合には、生活保護の申請をおこなう。

①～③の活動は、所定の様式で報告していただきます。
※報告方法や時期については、支給決定後にお知らせいたします。

支給決定後も、求職活動等要件を満たさない場合は支給中止になる場合があります。

【申請・お問い合わせは】

奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター1F (月～金 9:00～17:00 祝日除く)



080-8314-5497 (自立支援金専用ダイヤル)

※町村部(十津川村除く)以外の方は、お住まいの自治体へお問い合わせください。





よくあるお問い合わせ

Q. 世帯全員の収入とはどのようなものを指しますか？

A. 定期的な収入が該当します。（貸付金や一時給付金は該当しません。）

- ①給与（総支給額）
- ②売上（経費等差し引いたもの）
- ③児童手当・児童扶養手当など各種手当
- ④老齢年金・障害年金など各種年金
- ⑤仕送り、養育費 等

雇用保険の失業等給付なども含まれますので、具体的にはサポートセンターへご相談ください。

Q. 金融資産の確認とは、申請者の通帳を見せればいいですか？

A. 世帯員名義の通帳（申請日の日付入）の写しを全て（定期預金含む）ご提出ください。虚偽の申請を行った場合は、刑事罰の対象となることがあります。

Q. 自営業などの仕事をしていますが、必ず求職活動・転職しないといけませんか？

A. 受給期間中に一定の収入増を図っていただくことが目的で、副業などでの増収も含まれます。求職活動要件を満たせば、必ずしも転職をする必要はありません。

Q. 支給期間の3カ月が過ぎても、困窮している場合はどうすればよいですか？

A. 自立支援金は就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給に繋げるために支給するものです。支給終了後、なお困窮する場合は生活保護の活用を検討下さい。

Q. 緊急小口資金や再貸付等を満額（単身世帯：155万円、2人以上世帯：200万円）で利用していないと自立支援金の対象となりませんか？

A. 再貸付を借り終えており、各種支給要件を満たしていれば、貸付金額が貸付上限額（単身世帯：155万円、2人以上世帯：200万円）に達していなくても、自立支援金の支給対象になります。
また、再貸付の受付終了となる令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金の初回を借り終えている方（再貸付の貸付期間中の方は除く）も対象となります。

Q. 職業訓練受講給付金を受給していますが、自立支援金を受給することが出来ますか？

A. 職業訓練受講給付金を受給されている世帯は、自立支援金の給付を受けることは出来ません。

Q. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の受給者は、自立支援金を受給することが出来ますか？

A. 世帯全員分の収入や資産ついて、臨時的に給付される公的給付等は算定しないことになっており、子育て世帯生活支援特別給付金の受給者も支給要件を満たしていれば受給することは可能です。

Q. 現在、生活保護を受給していますが、自立支援金の受給は出来ますか？

A. 生活保護を受給中の世帯は申請できません。しかし、生活保護申請中の方については、今回の自立支援金も申請可能です。

※その他、ご質問がある場合はサポートセンターまでお問合せください。